

①縮尺、方位、住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 (A4又はA3サイズの大きさとし、縮尺1/100又は1/200で作成すること。また、緊急通報装置を設置する場合は設置箇所を表記すること。)
※ 状況把握及び生活相談サービスを提供する資格者の常駐場所や併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設を、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接又は隣接する土地に存する建物とする場合、付近見取図に当該場所がわかるように記入すること。
②住宅の加齢対応構造等を表示した書類(書式は本市ホームページ(以下「本市HP」という。))【サービス付き高齢者向け住宅登録制度】からダウンロードし、作成すること。なお、<u>登録を受けている建物が登録申請時から変更が無い場合に限り</u>、登録申請時に提出したチェックリストの写しの末尾に、下記の文を追記する。 「登録更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で上記のとおりであることを誓約します。」
③入居契約に係る約款 (サービス契約に係る約款を含む。併せて、「入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト」(書式は別紙1をダウンロードし作成すること)を添付すること。なお、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する住宅については、重要事項説明書(参考様式を活用し作成すること)についても添付すること。 ※国土交通省・厚生労働省作成の「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度に係る参考とすべき入居契約書」が「サービス付き高齢者向け住宅」登録事務局ホームページで公開されていますので、契約書作成の際にご活用ください。
④登録を申請しようとする者が住宅等を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類 (土地・建物に関する登記事項証明書又は売買契約書及び市長が必要と認める場合は土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類)
⑤住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類
⑥登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項を示す書類
⑦法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類 (前払金を受領する場合の保全措置)
⑧その他市長が必要と認める書類 ・居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満である場合、共同利用部分の面積を示す図面、求積図等の書類 ・居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合、共同して利用する設備が「設備基準」の基準を満たしていることを示す書類 ・名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針を満たしていることを示す書類 ・建築基準法第6条第1項の確認済証の写し ・登録を申請しようとする者が当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有す

る場合にあっては、当該権利を有する者であることを証する書類及び当該登録に係る住宅等の土地・建物に関する登記事項を示す書類

- 登録を申請しようとする者（未成年者である場合に限る）の法定代理人が法人である場合には登記事項を示す書類
- 申請者が個人である場合、住民票の抄本又は住民票記載事項証明書
- 法第 8 条第 1 項各号に該当するか否かを確認する場合においては、別紙 3 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（書式は本市 HP【サービス付き高齢者向け住宅登録制度】からダウンロードし作成すること。）
- サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の交付申請を行う場合、別紙 4 サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書（書式は本市 HP【サービス付き高齢者向け住宅登録制度】からダウンロードし作成すること。）
- 申請の内容に応じて別途資料を提出していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。